

北自旅一第 1 2 9 号

北 自 自第 7 6 号

北 技 保第 1 2 0 号

平成 2 5 年 6 月 2 7 日

一部改正 平成 2 6 年 4 月 2 8 日

北海道運輸局各運輸支局長 殿

北海道運輸局

自動車交通部長（公印省略）

自動車技術安全部長（公印省略）

「一般貸切旅客自動車運送事業における営業区域の弾力的な運用について」（平成 2 5 年北自旅一第 2 8 号、北自自第 2 2 号、北技保第 3 0 号）の細部取扱いについて

標記について、「一般貸切旅客自動車運送事業における営業区域の弾力的な運用について（以下「特例通達」という。）」（平成 2 5 年北自旅一第 2 8 号、北自自第 2 2 号、北技保第 3 0 号）を通達したところであるが、申請事案の審査事務について、さらなる迅速化、透明化等を図るため、事案処理に係る細部取扱いを下記のとおり定めたので留意されたい。

なお、本件については、一般社団法人北海道バス協会会長あて別添のとおり通知したことを申し添える。

記

1. 特例通達記 1. に定める営業区域の範囲について

「北海道全域」とは、離島を含むものとする。